

すでに大分市から児童手当の支給を受けている者

◆手当が増額となる場合

青字は様式があります。

| 手続きが必要な場合（例） | 手続き | 必要なもの |
|---|-------------------------------------|---|
| (1) 第2子以降が出生した場合 (2) 養子縁組（再婚による配偶者の子との養子縁組を含む）等により養育する児童等が増えた場合 (3) 施設退所や里親からの家庭引き取りにより養育する児童等が増えた場合 (4) 国外で生活していた児童等が国内転入した場合 (5) 監護相当の世話および生計費の負担を行っている大学生年代の者を申請する場合 | 改定請求書 （児童手当の額を増額するための手続き） | ①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ②申請者名義の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカード等） ③申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードの資格情報画面等）（3歳未満の児童を監護している場合のみ） |

【重要】

- ・事実発生日（出生日等）の翌日から15日以内に手続きをしてください。手当を受給できない月が発生する場合がありますので早めの手続きをお願いします。なお、添付書類等がすべて揃っていない場合も申請を受け付けることができます。

添付書類等（状況により異なります）

青字は様式があります。

| 状況 | 添付書類等 |
|--|--|
| 申請者と高校生年代以下の児童が住民票上別世帯の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●別居監護申立書 ●児童のマイナンバーカードまたは通知カード ※児童の住民票が大分市外にある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住民票と一致している場合に限り利用可能。）ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。 |
| 大学生年代の者について、申請者が監護相当の世話および生計費の負担をしている場合 ※第3子加算のカウント対象者の申請にかかる書類 | <ul style="list-style-type: none"> ●監護相当・生計費の負担についての確認書 ●大学生年代の者のマイナンバーカードまたは通知カード ※大学生年代の者の住民票が大分市外にある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住民票と一致している場合に限り利用可能。）ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。 |
| 離婚後、父（母）が子を監護（児童手当を受給）していたが、子が母（父）の世帯へ転居し、受給者交代する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●その他申立書 【列文】〇年〇月〇日付で離婚し、元配偶者〇〇が子△△の監護をしていましたが、〇年〇月〇日付で子△△が転居し、私と同居となり、現在は私が監護しているため、児童手当を申請します。 ※住民票の異動が確認できない場合は原則受給者交代不可。 |

| 状況 | 添付書類等 |
|--|---|
| 現受給者が刑務所に入所(未決拘留含む)し、受給者交代する場合 | <p>●その他申立書</p> <p>【例文】配偶者○○は、現在刑務所に入所中であり、子□□の監護は一切私がしているため、児童手当の請求をします。</p> <p>●在所証明等、刑務所に入所していることが確認できる書類</p> |
| 現受給者が児童を遺棄した、または現受給者が行方不明・生死不明の場合 | <p>●その他申立書</p> <p>【例文】現在、配偶者◎◎は行方不明(生死不明)で、一切連絡もなく、子○○の監護は一切私が行っているため、私が児童手当を申請します。</p> <p>●児童を遺棄したことが確認できる書類(置き手紙等)、行方不明(行方不明者届等)や生死不明(海難事故の証明書等)を確認できる書類</p> <p>※行方不明、生死不明の場合は認定までに時間を要します。(状況が変わる可能性があるため)</p> <p>※受給者交代の場合の現受給者の資格消滅時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童遺棄の場合 … 遺棄した時点 ・行方不明の場合 … 1年間なんら連絡がないまま経過したときは、家を出た時点あるいは音信不通となった時点 ・生死不明の場合 … 死亡の原因となるべき危機に遭遇した場合でその後3ヶ月生死が明らかでないときは、船舶が沈没したとき、またはそのほかの危難が去った時点 |
| 児童手当の受給者と婚姻し、当該者の子と養子縁組を行い受給者交代する場合 | ● 養育申立書 |
| 配偶者が国外在住(日本国内に住民票がない)の場合 | <p>●その他申立書</p> <p>【例文】配偶者○○は現在、国外(国名:◎◎)に滞在中(日本国内に住民票を置いていない)ため、私が児童手当の申請をします。</p> |
| 申請者が外国人で続柄が「縁故者」となっている場合 | <p>●その他申立書</p> <p>【例文】子□□は私と配偶者○○の子で間違いありません。</p> <p>●在留カードやパスポートの写し(父母子全員分)</p> |
| 請求者が未成年後見人の場合 | <p>●児童手当の受給資格に係る申立書(未成年後見人)</p> <p>●未成年後見人の記載がある戸籍謄本</p> |
| 請求者が父母指定者の場合 | <p>●父母指定者指定届</p> <p>●父母の国外居住状況がわかる書類(戸籍の附票等)</p> |
| 児童の父母の遺棄等により児童の父母以外の者(祖父母、叔父叔母、兄弟等)が児童の監護をすることとなった場合 | ● 養育申立書 |
| 離婚後300日以内に出生(児童の住民票がない場合)の場合 | <p>●その他申立書</p> <p>【例文】子□□は離婚後300日以内に出生したため、住民票や戸籍がありませんが、現在、住所○○○○○にて私と同居しており、私が一切監護しているため、児童手当を申請します。</p> <p>●出生証明書</p> |

添付書類等 (状況により異なります)

青字は様式があります。

| 状況 | 添付書類等 |
|---|--|
| <p>高校生年代以下の児童または大学生年代の者が国外に留学している場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当に係る海外留学に関する申立書 (児童用) または ● 児童手当に係る海外留学に関する申立書 (児童の兄弟等用) ● 留学の事実がわかる書類 (在学証明書等で、留学者氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載されているもの) ● 留学前の国内居住状況がわかる書類 (戸籍の附票、国内の学校における在学証明書 等) ● 翻訳書 (書類が外国語で記載されている場合で、日本に居住する第三者 (親族以外) の方が訳したもの) |